

一般詳細基準の改正内容

冷凍保安規則関係例示基準（令和元年6月14日、20190606 保局第6号）

改正点（赤字部分）	現行
<p>20. 冷媒設備に用いる材料</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">規則関係条項 第64条第1号、第4号</div> <p>（材料一般）</p> <p>20.1 冷媒設備に用いる材料は、次の各号による。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 耐圧部分（内面又は外面に 0Pa を超える圧力を受ける部分をいう。以下同じ。）に使用する材料は、次に掲げる日本工業規格に適合するもの及びこれらの材料以外の材料であって、「特定設備検査規則の機能性基準について」に係る「別添1 特定設備の技術基準の解釈」の第4条第1項に掲げるもの（以下「規格材料」という。）、これと同等以上の材料として同条第2項に定めるもの（「同等材料」という。）又は同条第3項に定めるもの（「特定材料」という。）を使用しなければならない。</p> <p>（銅又は銅合金）</p> <p>〔展伸材〕</p> <p>JIS H 3100 (2000) 銅及び銅合金の板及び条</p> <p>JIS H 3250 (2021) 銅及び銅合金の棒</p> <p>JIS H 3300 (2009) 銅及び銅合金の継目無管</p> <p>JIS H 3320 (1992) 銅及び銅合金溶接管</p> <p>〔鋳造品〕（略）</p> <p>20.2・20.3（略）</p> <p>（材料の許容引張応力）</p> <p>20.4 材料の許容引張応力は次の各号による。</p> <p>(1) 規格材料のうち別表第1から別表第5までに掲げる材料を同表に掲げる許容引張応力に対応する温度の範囲内の温度を設計温度とする冷媒設備の材料として使用する場合における許容引張応力の値は、同表によるものとする。</p> <p>(2)～(5)（略）</p> <p>20.5～20.9（略）</p>	<p>20. 冷媒設備に用いる材料</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">規則関係条項 第64条第1号、第4号</div> <p>（材料一般）</p> <p>20.1 冷媒設備に用いる材料は、次の各号による。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 耐圧部分（内面又は外面に 0Pa を超える圧力を受ける部分をいう。以下同じ。）に使用する材料は、次に掲げる日本工業規格に適合するもの及びこれらの材料以外の材料であって、「特定設備検査規則の機能性基準について」に係る「別添1 特定設備の技術基準の解釈」の第4条第1項に掲げるもの（以下「規格材料」という。）、これと同等以上の材料として同条第2項に定めるもの（「同等材料」という。）又は同条第3項に定めるもの（「特定材料」という。）を使用しなければならない。</p> <p>（銅又は銅合金）</p> <p>〔展伸材〕</p> <p>JIS H 3100 (2000) 銅及び銅合金の板及び条</p> <p>JIS H3250 (2000) 銅及び銅合金棒</p> <p>JIS H3300 (2009) 銅及び銅合金の継目無管</p> <p>JIS H3320 (1992) 銅及び銅合金溶接管</p> <p>〔鋳造品〕（略）</p> <p>20.2・20.3（略）</p> <p>（材料の許容引張応力）</p> <p>20.4 材料の許容引張応力は次の各号による。</p> <p>(1) 規格材料のうち別表第1から別表第5までに掲げる材料を同表に掲げる許容引張応力に対応する温度の範囲内の温度を設計温度とする冷媒設備の材料として使用する場合における許容引張応力の値は、同表によるものとする。</p> <p>(2)～(5)（略）</p> <p>20.5～20.9（略）</p>

